

青森県報

号外第二号

平成三十年
一月二十九日
(月曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

- 漁業法による公聴会の開催……………(事務局) ……一
- 右 同……………(事務局) ……三
- 東部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示……………(同) ……四
- 東部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示……………(同) ……四
- 東部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業の指示……………(同) ……五
- 西部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示……………(同) ……六
- 西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示……………(同) ……六
- 西部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業の指示……………(同) ……七

内水面漁場管理委員会

- 漁業法による公聴会の開催……………(海区漁業調整委員会事務局) ……八

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、漁業権一斉切替えに伴う免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成三十年一月二十九日

開催期日及び開催場所

開催期日	開催場所	備 考
平成三十年二月十三日 午後一時三十分	青森市新町一丁目 一一の二二 アラスカ会館四階 「ダイヤモンド」	一 定置漁業 公示番号東定第一号(八戸市大字鮫町字大作平(通称大久喜)地先)、同東定第二号(八戸市大字鮫町字種差地先)、同東定第三号(八戸市大字鮫町字赤コウ(通称深久保)地先)、同東定第四号(八戸市大字鮫町字館越(通称白浜)地先)、同東定第五号(三沢市四川目地先)、同東定第六号(三沢市砂森地先)、同東定第七号(上北郡六ヶ所村大字出戸地先)、同東定第八号(下北郡東通村大字猿ヶ森地先(通称猿ヶ森漁場))、同東定第九号(下北郡東通村大字尻労地先(通称小沼川尻漁場))、同東定第十号(下北郡東通村大字尻労地先)、同東定第十一号(下北郡東通村大字尻屋地先)及び同東定第十二号(むつ市大字関根地先(通称関根漁場)) 二 区画漁業 公示番号東区第一号(三戸郡階上町大字道仏字榎、字道仏及び字小舟渡地先)、同東区第二号(三戸郡階上町大字道仏字大蛇、字荒谷及び字浜久保地先)、同東区第三号(八戸市大字金浜字塩竈地先)、同東区第四号(八戸市大字鮫町字大作平地先)、同東区第五号(八戸市大字鮫町字高岩(通称法師浜)地先)、同東区第六号(八戸市大字鮫町字種差地先)、同東区第七号

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

二 公述者の範囲
 1 漁業権者
 2 入漁権者

	<p>(八戸市大字鮫町字赤コウ(通称深久保)地先)、同東区第八号(八戸市大字鮫町字日蔭沢から字館越(通称白浜)地先)、同東区第九号(八戸市大字鮫町地先)、同東区第十号(同)、同東区第十一号(下北郡東通村大字白糠地先)、同東区第十二号(下北郡東通村大字小田野沢地先)、同東区第十三号(むつ市大字関根地先)、同東区第十四号(同)、同東区第十五号(同)、同東区第十六号(むつ市大畑町正津川地先)、同東区第十七号(同)、同東区第十八号(同)、同東区第十九号(むつ市大畑町上野地先)、同東区第二十号(同)、同東区第二十一号(むつ市大畑町二枚橋地先)、同東区第二十二号(同)、同東区第二十三号(むつ市大畑町鷹ノ巣地先)、同東区第二十四号(むつ市大畑町木野部地先)、同東区第二十五号(同)、同東区第二十六号(下北郡風間浦村大字易国間地先)、同東区第二十七号(下北郡風間浦村大字蛇浦地先)、同東区第二十八号(下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷地先)、同東区第二十九号(下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩地先)、同東区第三十号(下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦地先)、同東区第三十一号(下北郡佐井村大字長後字牛滝地先)及び同東区第三十二号(同)</p>

- 3 漁業権漁業の経営者
 - 4 漁業協同組合関係者
 - 5 その他利害関係のある者
- 三 免許の内容等

免許の内容等は、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

- 1 階上町役場
- 2 八戸市庁
- 3 おいらせ町役場
- 4 三沢市役所
- 5 六ヶ所村役場
- 6 東通村役場
- 7 むつ市役所
- 8 風間浦村役場
- 9 大間町役場
- 10 佐井村役場
- 11 階上漁業協同組合
- 12 八戸市南浜漁業協同組合
- 13 八戸鮫浦漁業協同組合
- 14 八戸みなと漁業協同組合
- 15 市川漁業協同組合
- 16 百石町漁業協同組合
- 17 三沢市漁業協同組合
- 18 六ヶ所村漁業協同組合
- 19 六ヶ所村海水漁業協同組合
- 20 泊漁業協同組合
- 21 白糠漁業協同組合
- 22 小田野沢漁業協同組合
- 23 猿ヶ森漁業協同組合
- 24 尻労漁業協同組合
- 25 尻屋漁業協同組合
- 26 岩屋漁業協同組合
- 27 野牛漁業協同組合

- 28 石持漁業協同組合
- 29 関根浜漁業協同組合
- 30 大畑町漁業協同組合
- 31 下風呂漁業協同組合
- 32 易国間漁業協同組合
- 33 蛇浦漁業協同組合
- 34 大間漁業協同組合
- 35 奥戸漁業協同組合
- 36 佐井村漁業協同組合
- 37 青森県漁業協同組合連合会
- 38 八戸漁業指導協会
- 39 青森県三八地域県民局地域農林水産部八戸水産事務所
- 40 青森県下北地域県民局地域農林水産部むつ水産事務所
- 41 青森県海区漁業調整委員会事務局

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、漁業権一斉切替えに伴う免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成三十年一月二十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 角 田 順 一

一 開催期日及び開催場所

開催期日	開催場所	備 考
平成三十年二月二十日 午後一時三十分	青森市新町一丁目 一の一の二二 「ダイヤモンド」 アラスカ会館四階	一 定置漁業 公示番号西定第一号（西津軽郡深浦町大字大間越地先（通称中の洞漁場））、同西定第二号（西津軽郡深浦町大字松神地先）、同西定第三号（西津軽郡深浦町大字沢辺地先（通称沢辺

二 公述者の範囲

- 1 漁業権者
 - 2 入漁権者
 - 3 漁業権漁業の経営者
 - 4 漁業協同組合関係者
 - 5 その他利害関係のある者
- 三 免許の内容等
免許の内容等は、次の場所に備え置いて縦覧に供する。
- 1 深浦町役場
 - 2 鱒ヶ沢町役場

二 区画漁業

漁場岡網）、同西定第四号（同（通称沢辺漁場沖網））、同西定第五号（西津軽郡深浦町大字舳作地先（通称椿山漁場））、同西定第六号（西津軽郡深浦町大字月屋地先（通称黄金崎漁場））、同西定第七号（西津軽郡深浦町大字横磯地先（通称大洞漁場））、同西定第八号（西津軽郡深浦町大字深浦地先（通称入前漁場））、同西定第九号（同（通称行合漁場））、同西定第十号（西津軽郡深浦町大字追良瀬地先（通称追良瀬漁場））、同西定第十一号（西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先（通称籠島漁場））及び同西定第十二号（西津軽郡深浦町大字柳田地先（通称江沢漁場））

公示番号西定第一号（西津軽郡深浦町大字大間越字笥地先）、同西定第二号（西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地先）、同西定第三号（同）、同西定第四号（西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先）及び同西定第五号（北津軽郡中泊町大字小泊字砂山及び南小泊山国有林野地先）

- 3 つがる市役所
- 4 五所川原市役所
- 5 中泊町役場
- 6 大間越漁業協同組合
- 7 深浦漁業協同組合
- 8 風合瀬漁業協同組合
- 9 新深浦町漁業協同組合
- 10 赤石水産漁業協同組合
- 11 鱈ヶ沢漁業協同組合
- 12 車力漁業協同組合
- 13 十三漁業協同組合
- 14 下前漁業協同組合
- 15 小泊漁業協同組合
- 16 青森県漁業協同組合連合会
- 17 青森県西北地域県民局地域農林水産部鱈ヶ沢水産事務所
- 18 青森県海区漁業調整委員会事務局

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成三十年一月二十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- 1 十トン以上三十トン未満の動力船にあつては百六十キロワット以下
- 2 五トン以上十トン未満の動力船にあつては百二十キロワット以下
- 3 五トン未満の動力船にあつては九十キロワット以下

なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、スルメイカの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、スルメイカを対象に操業する小型いかつり漁業

四 指示の有効期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県東部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成三十年一月二十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 操業の承認

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的とし、総トン数五十トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業（以下「いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業してはならない。

1 区域 青森県東部海区海域

2 期間 平成三十年六月一日から平成三十一年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「平成三十年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

- 1 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者
- 2 委員会が事情やむを得ないと認めたる者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

2 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

3 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。

4 むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

5 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時に寄港するに当たっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあつては八戸いか釣漁業協議会）を経由して委員会に届けなければならない。

六 指示の有効期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県東部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成三十年一月二十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松 本 光 明

一 操業の承認

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスル

メイカの採捕を目的とし、総トン数一トン以上（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録されている場合（以下「旧トンの場合」という。）は一・五〇トン以上）五トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業（以下「自家用釣餌用いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業してはならない。

1 区域 青森県東部海区海域
ただし、下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ直線以東の海域を除く。

2 期間 平成三十年六月一日から平成三十一年一月三十一日まで

二 承認の申請
船舶ごとに、別に定める「平成三十年度青森県東部海区自家用釣餌用いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

1 佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村に居住する者

2 委員会が事情やむを得ないと認めたる者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 採捕したスルメイカは陸揚げしてはならない。

2 手釣、竿釣以外の漁法で操業してはならない。

3 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

4 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。

5 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 操業者の遵守事項

自家用釣餌用いかつり漁業を操業する者は、次の事項を遵守しなければならない。

い。

1 総トン数一トン未満船（旧トンの場合は一・五〇トン未満船）は、夜間操業をしてはならない。

2 むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

六 指示の有効期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県西部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成三十年一月二十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 角 田 順 一

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- 1 十トン以上三十トン未満の動力船にあつては百六十キロワット以下
- 2 五トン以上十トン未満の動力船にあつては百二十キロワット以下
- 3 五トン未満の動力船にあつては九十キロワット以下

なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、スルメイカの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であつても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、スルメイカを対象に操業する小型いかつり漁業

四 指示の有効期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県西部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成三十年一月二十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 角 田 順 一

一 操業の承認

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的とし、総トン数五トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業（以下「いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県西部海区海域

2 期間 平成三十年六月一日から平成三十一年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「平成三十年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

- 1 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者
- 2 委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。
- 2 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- 3 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。

- 4 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。
- 5 承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時

期に寄港するに当たっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合を経由して委員会に届けなければならない。

六 指示の有効期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県西部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成三十年一月二十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 角 田 順 一

一 操業の承認

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスルメイカの採捕を目的とし、総トン数五トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業（以下「自家用釣餌用いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

ただし、青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線（以下「龍飛白神線」という。）以東の海域において、総トン数一トン未満船（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録されている場合（以下「旧トンの場合」という。）は一・五〇トン未満船）により自家用釣餌用いかつり漁業を営む者は、この限りでない。

1 区域

(一) 青森県日本海海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ直線より西側の海域。

(二) 青森県津軽海峡西部海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ

直線より東側の津軽海峡西部海域。ただし、下北郡焼山崎から青森県東津軽郡明神埼灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた陸奥湾を除く。

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「平成三十年度青森県西部海区自家用釣餌用いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

1 青森県日本海海域

(一) 外ヶ浜町、今別町、中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町に居住し、前年度において、この漁業をした実績を有する者

(二) 委員会が事情やむを得ないと認めた者

2 青森県津軽海峡西部海域

(一) 外ヶ浜町、今別町、大間町、風間浦村、むつ市大畑町に居住し、前年度において、この漁業をした実績を有する者

(二) 委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 採捕したスルメイカは、陸揚げしてはならない。

2 自動いかつり機の台数は、四台以内とする。ただし、龍飛白神線以東において

は、これを使用してはならない。

3 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

4 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。

5 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。

6 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 操業者の遵守事項

自家用釣餌用いかつり漁業を操業する者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 総トン数一トン未満船（旧トンの場合は一・五〇トン未満船）は、夜間操業を

内水面漁場管理委員会

六 指示の有効期間
してはならない。

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

青森県内水面漁場管理委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百零四条第四項の規定において準用する同法第十一条第四項の規定により、漁業権一斉切替えに伴う免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成三十年一月二十九日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

一 開催期日及び開催場所

開催期日	開催場所	備 考
平成三十年二月十九日 午後一時	青森市新町一丁目 一の一の二二 アラスカ会館二階 「ガ―ネット」	一 区画漁業 公示番号内区第一号（西津軽郡深浦町大字松神地内（王池、越口ノ池、中ノ池及びこれらの池を連結する水路））、同内区第二号（西津軽郡深浦町大字松神地内（鶏頭場ノ池、青池及びこれらの池を連結する水路））、同内区第三号（西津軽郡深浦町大字松神地内（日暮ノ池））、同内区第四号（西津軽郡深浦町大字松神地内（沸壺ノ池））

二 公述者の範囲

1 漁業権者

- 2 入漁権者
- 3 漁業権漁業の経営者
- 4 漁業協同組合関係者
- 5 その他利害関係のある者

三 免許の内容等

免許の内容等は、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

- 1 深浦町役場
- 2 西北地域農林局地域農林水産部鰹ヶ沢水産事務所
- 3 青森県海区漁業調整委員会事務局

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭